

令和7年度次期石油流通システム事業（揮発油等の品質の確保等に関する法律及び石油の備蓄の確保等に関する法律に係るシステム設計・開発）仕様書

頁番号	行番号	項目	種類	意見	理由	回答
1		調達仕様書全体	4	「本案件事業者」と「政府共通システム連携 設計・開発事業者」の役割分担等を整理したものの提示があると、プロジェクト開始後の課題発生が少なくなると思いますが、ご検討下さい。	両事業者ともに相手事業者が実施する前提となっていて、プロジェクト実施中に問題が発生するのを事前に防ぐため。	本事業の落札事業者が決定した後、契約締結時に明文化します。
2	6	No2	4	政府共通システム連携に係る設計・開発の契約期間は以下の記載があります。 「契約期間：令和7年8月～令和8年3月末（予定）」 令和8年3月は、本業務のスケジュール上、結合テストの途中となります。総合テストや移行作業、連携側の不具合の対応などは本業務に引き継ぐということでしょうか。	対応範囲を明確化するため。	政府共通システム連携機能も含め、結合テストは本事業受託事業者の役務です。
3	15	図表 4-1 本業務の作業実施体制	4	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部（主管課）の中に行程管理業者のような組織を組成してプロジェクトを遂行するような計画はあるのでしょうか。	「運用・保守事業者」・「本案件事業者」・「政府共通システム連携事業者」間の調整や「経済産業局品確法・備蓄法担当」・「経済産業省 大臣官房 業務改革課 DX室」との調整等、多くの作業を職員様だけで実施するには作業量が多過ぎるのではないかと想定するため。	本事業及び政府共通システム連携事業受託事業者との調整に係る役務は、本事業受託事業者の役務です。運用・保守事業者との調整は主管課及びDX室で実施します。
4	17	図表 4-3 作業要員に求める資格等の要件	1	項番 1 資格等要件の以下3点の削除を検討いただけませんか。 イ. ガバメントクラウド上で～ ウ. ガバメントソリューションサービス～ エ. 政府共通システム～の実績があること。	新規参入事業者が、他に優位性があっても、提案ができない可能性があるため。	「相当」との文言に修正します。
5	17	図表 4-3 作業要員に求める資格等の要件	1	項番 2 以下の二つ目についても、削除を検討いただけませんか。 イ. 管理者は、以下の要件を全て満たすこと。 ・システムエンジニアとして・・・ ・政府機関の情報システムにおける設計・開発又は運用・保守事業で、管理者以上として携わった経験を有すること。 ・プロジェクト管理に関する・・・	新規参入事業者が、他に優位性があっても、提案ができない可能性があるため。	政府機関の情報システムに関しては「相当」との文言に修正します。プロジェクト管理者に求める経験と資格は調達仕様書のとおりとします。
6	18	(5) プロジェクト管理に関する事項	4	以下10営業以内は、どこまでかかっているのでしょうか。 また、承認までの場合には、承認に何営業必要でしょうか？受託者は、契約締結後10営業日以内に～を策定し、担当職員に提出した上で、その承認を受けること。	最初のプロジェクト計画に必要な要員数や見積の前提として確認したいため。	設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領は契約締結後10営業日以内に御提出及び打合せを実施し、評価します。指摘等が発生し再提出を求める可能性もありますが、契約締結後10営業日以内に御提出頂いた時点で一次承認します。
7	23	(2) 公的な資格や認証等の取得	4	以下に該当するものとしてCMMI Lv4以上は認められるのでしょうか。 「上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること」	必須条件の確認のため。	認められると判断します。
8	24	(1)再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	3	ウ.の記載に誤りがあると思われるため。「6 作業の実施に当たっての遵守事項」⇒「5 作業の実施に当たっての遵守事項」	記載に誤りがあると思われるため。	修正します。

9	要件定義書全体		全体	4	原則、要件定義の記載内容でシステム構築を行う想定であるありますが、この機能部分だけは、現行踏襲が必須という機能などはございますでしょうか。	本見積の範囲を明確にする為。また必要な場合などは、現新比較のテストの考慮も必要になるため。	ありません。
10	要件定義書P17		(2)システム方式に関する事項	4	ガバメントクラウドの利用料金は貴庁とデジタル庁への直接的な請求・支払になり今回入札額の対象外となるか可能性があると認識しています。ガバメントクラウドの利用料は今回の入札額に含めるものでしょうか。	入札額範囲を明確にするため。	不要です。
11	要件定義書P39		7	4	「ソースコードメトリクスを取得し」とありますが、具体的に取得しなければならぬ情報は現時点でございますでしょうか。	特別なツールの準備が必要なのかを判断したいため。 (品質評価を行う為の指標以外の情報なのかを確認したいもの)	指定はありません。受託事業者にて適切に管理、評価してください。
12	要件定義書P53・59		(16)運用に関する事項 (17)保守に関する事項	4	以下は原則保守・運用業者の作業範囲ですが、計画のみを本事業者が実施する想定で認識相違ないでしょうか。(調達仕様書の図表 3-1 本案件の作業内容では運用保守に係る内容がありません) (16)運用に関する事項 (17)保守に関する事項	本見積の範囲を明確にするため。	運用・保守設計及び運用・保守業務に必要な手順の整備は本事業の作業範囲です。
13	別添4_評価項目一覧P2		2.2	1	以下の条件は必須項目からは削除を検討いただけませんか。 「以下の条件を満たすこと。 ア. 過去3年以内に政府機関の… イ. ガバメントクラウド上での… ウ. GSSをはじめとした… エ. 政府共通システム…」	新規参入事業者が、他に優位性があっても、提案ができない可能性があるため。	「相当」との文言に修正します。
14	別添4_評価項目一覧P2		2.2	1	評価項目に以下の記載がありますが、プロジェクト担当者は認がマイナンバーカードを取得しており、貴庁に提示するという事でしょうか。 「.プロジェクト担当者がマイナンバーカードを取得していること」	必須条件の確認のため。	主管課への提示は不要です。GCASの登録時に必須となります。

(注1) 種類欄には、次から選択した番号を記載のこと。

(1. 要求水準を下げよ 2. 要求水準を上げよ 3. 修文せよ 4. その他)

(注2) 意見及び理由は、130文字以内で明確かつ簡潔に記載すること。

ただし、その字数内では不足する部分は、別添資料に記載すること。

(注3) 本様式の変更はしないこと。